

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十五条の二第二項ただし書の規定による届出があつた年月日

二 法第十八条の二第一項本文の登録識別情報

第一条の二第四号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第六号中「第十六条第五項本文」を「第十六条第四項」に改め、同条第七号中「第十六条第七項」を「第十六条第六項」に改め、同条第八号中「第十六条第八項」を「第十六条第七項」に改める。

第六条第一項第二号中「一時抹消登録証明書及び」を削る。

第六条の三中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

第六条の八中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

第六条の九第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）

第六条の十及び第六条の十一中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第六条の十二第一項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 登録識別情報等通知書

第六条の十二に次の一項を加える。

5 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第十六条第七項の規定により輸出予定届出証明書の返納について自動車登録ファイルに記録したときは、第二項の規定により提出を受けた登録識別情報等通知書を当該自動車の所有者に返付するものとする。

第六条の十五第一項第一号を次のように改める。

一 登録識別情報等通知書

第六条の十五第二項中「一時抹消登録証明書」を「登録識別情報等通知書」に改め、同条の次の六条を加える。

（登録識別情報の通知方法）

第六条の十六 法第十八条の二第一項の規定による登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 新規登録、変更登録又は移転登録をした場合 自動車登録ファイルに記録された登録識別情報を法第六条第一項の電子情報処理組織（第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して送信し、これを申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 一時抹消登録をした場合 登録識別情報等通知書を交付する方法

（登録識別情報の通知を必要としない場合）

第六条の十七 法第十八条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合

二 所有者と使用者が同一の場合

三 変更登録が次に掲げる事項の変更のみに係る場合（使用者の変更により自動車の所有者と使用者が異なることとなる場合を除く。）

イ 登録されている型式

ロ 車台番号

ハ 原動機の型式

ニ 使用の本拠の位置

2 一時抹消登録をした場合にあつては、前項の規定にかかわらず、申請者に対し、登録識別情報を通知するものとする。

（登録識別情報の通知の請求）

第六条の十八 法第十八条の二第二項の規定により登録識別情報の通知を請求する者は、次に掲げる事項を、その者の使用に係る電子計算機から、あらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて電子情報処理組織に送信しなければならない。

一 自動車登録番号

二 所有者の氏名又は名称及び住所